

神楽と神がかり

——大元神楽をめぐつて——

はじめに

三隅治雄は、「日本の芸能を通して、そのもつとも太い幹となつた芸能は、何をおいても、まず神楽であつた」と、述べている。

ところで、この三隅の「神楽の歴史と分布」⁽²⁾と題す一文が寄せられた、『渡部雄吉写真集神樂』⁽³⁾の書評で、岩田勝は「いささか物足りない思いにかられた」と言い、「この写真集には、神がかりの『神わざ』の場面がどこにも見られないこと」を、その理由の第一に挙げている。

たしかに、岩田が問題にしている中国地方の神楽には、神がかりが見られる。しかも、その一つである、大元神楽においては、單なる神がかりではなく、神がかりした者の口から発せられる託宣が、その神楽の中でもっとも重大なものとして、位置づけられているのは、間違いく事実である。

しかし、各地に伝承されている神楽の内容は、多種多様で、神が

かりについても、全国一律には考えられない。まず、神がかりが見られない所の方がずっと多いという事実があり、さらに、前に拙稿で述べたように、南九州本土の神楽などでは、むしろ神がかりを排除する形で組織されているようにさえみえることを直視すれば、眞の神がかりを必要としない形で、神楽が成立した可能性についても、考慮しなければならないことは理解されよう。

ここで、「眞の神がかり」と言つたが、いうまでもなく、神がかりは、その眞偽、あるいは真正なものと模倣的なもの、をめぐる微妙な判定の問題があり、実際に見たことがないものを、資料として検討することは危険である。

そこで、本稿では、私も実際に見た大元神楽における神がかりの事例を資料として、その神がかりと託宣の実態を検討し、神楽と神がかりのかかわりについても考察してみよう。

吉川周平

二 大元神楽の神がかりの方式

大元神楽は、大元様とも言われる大元神の式年祭に、夜を徹して行われる大がかりな神樂の呼称である。大元神樂については、詳細な記録と資料や論考を収めた『邑智郡大元神樂』があるので、ここでは大元神樂の主眼である、神がかりと託宣の方式にかかわることのみ略述しよう。

舞殿ともいう高（神）殿の天井下に、青竹二十本で雲手を作り、綱で動く九つ（本来十三）の小天蓋（中央は六角形で万蓋ともいいう）を吊る。高殿の東方の柱には、元山と称して枊三斗入りの俵をくくり付けて、大元神の神產とし、西方の柱の端山と称する同様の俵を、地主神その他の小神の神座とする。

もとは神職のみで行つてきたが、明治以降は神職演舞禁止令のため、祭式と採り物の舞以外の演劇的な神能の曲は、各部落の同好の者が担当するようになった。神がかりも厳禁されたが、ひそかに続けてきた那賀郡旭町山内の伝承者藤本房一の「手控」が、一九四九年から多くの大元神樂の注連（七五三）主として、祭儀全体を主宰した牛尾三千夫の「大元神樂に於ける託宣の古儀」に收められている。それによれば、託宣する「託太夫」は村人の希望者を籠で一番から三番まで決め、祭日前七日間酒も断つて潔斎する。そして、神懸りの方式として『六所舞』の時に、「先づ一番託太夫を中心に入れ、七名のもの各々手に御崎幣を持つて、天蓋の下にて樂に合せて、み

さき山を歌ひ乍ら舞ふ。各人樂の急調子になるに及び、すれちがひ様に、御崎幣を託太夫の肩にあてる事。かくする程にいよ／＼急調子に入り、離したてて、託太夫を中にはさみ、胴上げの如くせり立てること」をし、「かくする事繰返す内、託太夫は神懸りするものなり。一番太夫神懸りせざる時は、二番太夫を一番太夫通り、前記の作法を行ふ。二番太夫せざる時は、三番太夫を行ふ」という。また、神がかりした者が、託宣するときの藁蛇の託縄（綱）を飛び越えると死ぬとの伝承があり、すぐ「腰抱き」役が取りつくが、神がかりがとけるというので、「神がゝりしたる時は、腰だき二人にて支へ、尻餅つかざる様にする事肝要なり」とか、「託宣の行事終りても神懸りとけざる時は、七五三主神返しの呪法を行ふ事」と、託太夫を正氣に戻す「打払いの秘法」のことでも書かれている。

二 昭和四十一年の神がかりの事例

一九六七年の十一月、牛尾三千夫を注連主として、三日夜には邑智郡桜江町八戸、四日夜は山一つ越えた山内で、大元神樂が行われたのを見たが、この二例は対照的で、大元神樂の神がかりの考察に格好の材料を提供してくれる。次の〔資料一〕は、『神樂と神がかり』に收められた、牛尾による八戸の記録である。

〔資料一〕 〈事例Iの神がかり〉

この十一月三日夜の八戸の大元神樂には、東京からは山路興造・萩原秀三郎・吉川周平・苅谷親紀好、名古屋から田中義廣の各氏が

参觀に来られた。

この時もあらかじめ選出されていた三人の託太夫のいざれにも神が憑かなかつた。ところが、八戸の氏子總代としてなぐれと指揮していた湯浅政一氏が、まだ綱貫の行事にも移らぬ、天蓋曳きの最中に、樂屋の中で大声を發して神がかりしたのであつた。その時樂屋に居合わせた数人が託に憑いた湯浅總代の腰を抱いて、樂屋から飛び出さぬように必死に抱き止めるが、又しても二、三尺一緒に跳び上がる。託憑いた表情は、目の玉は座つて動かず、赤黒くなつた顔は鬼のように恐ろしい形相であつた。一方、舞殿では予定してた次の能舞は取りやめて、五龍王に取り掛かり、五龍王も一応舞つたことにして、急いで託綱を東西の柱に張り渡して、託太夫を綱の中央まで誘導出来るように準備した。託綱は白木綿を天蓋の雲竹の中央から結んで東西に曳き、その白木綿は託綱に通して元山から端山まで曳き渡し、一方は龍頭に結び、一方は龍尾に結ぶ仕掛けとするのである。

大元神が憑いた湯浅總代は洋服を着ていたので、急いで白衣袴鳥帽子に着替えさせねばならなかつた。

私は斎服を着用する暇はないので、淨衣のままで神明帳を読み上

の顔を何回も見たことがあるが、この時の託太夫ほど恐ろしい形相を見たことはなかつた。

その夜の託宣は次のように下された。

七年の祭りは我が氏子によつて心ゆくまで祭りをしようものぞ。
我が威徳の続く限り守ろうものぞ。

この時の（中略）茹谷親紀好さん⁽⁹⁾は氏子總代の湯浅政一氏方へ泊めてもらつてゐたのであるが、湯浅氏に神がかりした鬼のような容貌を見て、恐ろしくて到底朝になつても置いた荷物などは取りに行くことが出来ない、私達神職の處で朝食を食べさせてほしいと云われるのであつた。他日、東京で逢つた時、自分はあの時から一ヶ月ばかりはあの夜の神憑きの顔が眼前にちらついて、落ち着くことが出来なかつたと云われた。この話によつても、当夜の託太夫の恐ろしい容相を知ることが出来るであろう。（以下略）

さて、次の〔資料二〕は、医師である田中義広の「大元神の託宣」⁽¹⁰⁾の一部で、同夜神がかりした人間の、身体的な変化や、託宣の音声の状況を、部外者として観察した記録である。

〔資料二〕 〈事例I の神がかり〉

八戸では行事半ばの天蓋行事（中略）の途中に、突然村役員が形相すさまじく暴れだした。彼は、今迄私たちみんなの世話をこまやかにしてくれていた背広の柔軟な中年紳士であつた。サア神がかつたと一座は動搖し、彼を本殿横の神樂の仕度部屋へつれてゆき、三人がかりでおさえつけた。彼は意味の分らぬコトバを口走り手足を硬直させて力の限りもがいている。予定より早くかかりすぎたので、神職らは急いで蛇綱を下ろして神遊びを始めた。この間三十分程おさえられながらも興奮は納まらない。白衣に着せかえられて、天井か

ら白木綿で呪られ（た）蛇綱によりかかり、後から腰だきが二、三名でおさえる。蛇綱は胸の高さで前後にブランコのようにゆれ、祭主の唱え歌を全員の合唱がうけて託宣の段が始まる。神がかりの男の眼は異様な光を帯び、顔面はひきつり確かに尋常でない。その間にサニワ役（審神者）の村長が彼に正対して「大元神様におうかがい申し上げます一向う七年の作づけはいかがでございましょうか」「大元神様におうかがい申し上げます一向う七年の火難はいかがでございましょうか」とお伺いをたてる。神がかりの男は苦しそうにうめき声をあげるばかりではつきりした返事はきかれない。もしイエスかノウかはつきりした答えがあれば意識が正常であることになるから普通の答えがないのが当然であろう。この時は答えがきかれないので伺い役は途方にくれたようだった。（中略）返事のないまま村総代役は「どうもありがとうございました。それでは大元の神様には山へお帰りをお願いします」といつて退場した。（中略）このあと牛尾神主の祓いをうけた神がかりの男は別室にねかされて次第に平静に戻つていった。

先の「資料一」とは部分的な記述の相違はあるが、このときの氏子総代の神がかりは、誰れもが真正のものと認めざるをえないほど、異常な変化と強烈な力が見られたことは理解されよう。萩原秀三郎の記録写真の、天蓋の綱に取りつく目の玉の座つた男の姿と表情はすさまじく、見る者すべてに、眞の神がかりの姿を見せつけている。ところが、山内では、牛尾が「この時には細道一利氏が神がかり

した。一見笑つているような表情で、これが果たして神がかりしているのかと不審に思い見る人もあつた」というようなものであつた。次の「資料三」はそのときの田中の記録で、「資料二」に続く部分である。

〔資料三〕 〈事例IIの神がかり〉

翌日の旭村山ノ内では神がかりが八戸とは異（な）つた点が見られた。（中略）次第前段の祭典（儀式舞数曲と献饌・玉串など）につづく能神樂（岩戸・八幡）の一部がすんで、次の天蓋行事の終わころ、一見泥酔状態に見えた青年が仕度部屋に運ばれた。「ゴヘイを持てゴヘイを持って」とウワゴトをいつて正体を失つたようになつていて。綱入り行事になつて大幣を持つた村総代について、神楽男たちが神歌を斎唱しながら蛇綱を持って、グルグル巻いては巻きもどす。群中に鳥帽子狩衣の別の青年が串ベイを持つてゐる。渦まき、まきほどしつつ繰返しのうちにこの男が綱の渦のなかに消えた時に付そいが樂屋につれて入り、代りに寸分違わぬ扮装をした樂屋の男をそつと連れ出し渦の中へ入れかえた。芝居の二役のフキカエの要領である。やがて綱を白木綿で天井に組んだ竹からさげ、その中央に男をよりかからせ左右に腰だきがつく。村総代が大ゴヘイを持って「大元神様向う七年間の作はいかがでございましょう」と八戸同様のお伺いをたてる。顔を歪めながら半眼の表情の男は「エエゾー」と叫ぶ。半ば意識がなければこんな答えはない筈だ。つづいて火難の伺いにも「ナイゾー」、「今回」のまつりに御不満はありますか?」「ナイゾー」と答える。そして神様に山へおひきと

りを願う。

ここで「綱入り行事」とあるのは、『注連起し』ともいう『綱賣』の曲で、『六所舞』と同じく、託太夫を神がからせる方式の舞としても用いられるもので、この時はこの曲によつて神がかつたものとして、樂屋につれて行かれていた男と、ころあいをみて取り替えたものであろう。

この時の神がかりは、部外者には、真正のものではなく、模擬的なものに見えたが、牛尾は「昔から山ノ内の元さんは女神で、いつ神がかつたのか注意して見ていないと判らぬと云われる。これに對して、八戸の大元神は男神で、荒く大声を発して荒々しいことは人々の周知のことである」と述べている。

奄美のユタの神がかりでも、程度が弱く疑われがちのものがあるが、山下欣一はそれでも「多少の精神の緊張状態が必要であ」⁽¹⁵⁾ると述べている。山ノ内は、大元神楽で明治以後も神がかりが中絶しなかつた唯一の伝承地であることを考慮すると、演者と見物人の間で、神がかりとして許容される範囲が、ゆるやかなのではないだろうか。

さらに重要なのは、牛尾が「神樂式の主目たる託宣の作法に於いて神がかりする者は、これ亦神職中にあつても託太夫と称する世襲の家柄があつた」と述べていることであり、個人の資質に負うところの多い神がかりを、大元神楽では家柄をたてることによりなかば職業化したことである。牛尾自身その神社の客殿で私に、「私だつて神がかりはできる」と言つたことがあるが、現存する念仏踊

りがエクスタシイへの過程を模倣する、儀礼化した芸能となつてゐるよう、大元神楽の神がかりと託宣も、職業化すれば穏やかなものにすることは可能である。八戸の場合、祭りが果てて、朝自宅の床に伏したまま別れの挨拶をする氏子総代を見たとき、なんと残酷な祭りかと思つたが、八戸は長く伝承が中断していたため、その神がかりは始原的な強烈な形でしか行えなくなつたのではないだろうか。

さて、牛尾は「予期しない時に予期しない人に神がかりがあつて」などと、『神樂と神がかり』で記述しているが、同書の事例のほとんどは、こうした偶發性的の強いものである。しかも、「その夜の託太夫三人にはいずれも神がかりがなく、一同樂屋に入つて悄然たる態であつた」と記すように、大元神楽では神がかりが命であるのに、神がかりの確実性は高くない。

石塚尊俊は「神樂は本来その在所の神のためにするものであつた。したがつて、そこでは何よりもまずその在所の神の出現をこそ乞うべきで」あると述べているが、大元神楽はまさにそうした在所の神が出現する神樂である。

しかし、大元神楽のような人間の身体を媒体とした、神がかりによる神出現を表現する神樂では、神がかりをする者の負担が大きすぎるばかりか、神がかられない可能性も強く、偽装的な神がかりと見られることが多い。とすると、絶対確実に神を表現できる形式の神樂が創造されることは必然のことであろう。それが南九州の米良の神樂のよう、仮面仮装による在所の神を表現した者が登場していく、

神体出現の神樂であり⁽⁵⁾、神がかりが見られない神樂が多い理由が、この点にあることは明白であろう。

〔付記〕本稿は一九九〇年の日本口承文芸学会大会で発表したものを、全面的に改稿したものである。早稲田大学演劇博物館の鳥越文藏館長と渡辺伸夫氏、石塚尊俊氏に資料を提供していただいたことを記して、感謝の意を表します。

〔注〕

- (1) 三隅治雄「神樂の歴史と分布」、渡部雄吉著『渡部雄吉写真集 神樂』新潮社、一九八八年、一七八頁。
- (2) 同右。『渡部雄吉写真集 神樂』一七七一九四頁。
- (3) 渡部雄吉著。① 参照。
- (4) 岩田勝「渡部雄吉写真集『神樂』、『芸能』38巻1号、一九八九年。
- (5) 吉川周平「南九州の神樂にみられる外国の影響——外来と在来の二種の動きの様式——」『演劇学』25、一九八四年、三七二一三九四頁) を参照されたい。
- (6) 岳智郡大元神樂保存会編、岳智郡桜江町教育委員会発行、一九八二年。
- (7) 牛尾三千夫「大元神樂に於ける託宣の古儀」、『日本民俗学』一、一九五三年、八九一九一頁。引用文には句読点を適宜加えた。
- (8) 牛尾三千夫「神樂と神がかり」(『牛尾三千夫著作集』1) 名著出版、一九八五年、八七一八九頁。
- (9) 原文は「屋」と誤記。
- (10) 田中義広「大元神の託宣」、『まつり通信』93、一九六八年、一頁。
- (11) 原文になし。
- (12) 萩原秀三郎『神がかり』(『フォークロアの眼』1)、国書刊行会、一九七七年、三五頁。
- (13) 牛尾三千夫『神樂と神がかり』八五一八六頁。
- (14) 同書、八六頁。
- (15) 山下欣一「奄美のシャーマニズム」、弘文堂、一九七七年、二八四頁。
- (16) 牛尾三千夫『神樂と神がかり』、三九一四〇頁。
- (17) 同書、八六頁。
- (18) 同書、八五頁。
- (19) 石塚尊俊『西日本諸神樂の研究』、慶友社、一九七九年、二一五頁。
- (きつかわ・しゅうへい／徳島文理大学)